

National Association of Crime Victims and Surviving Families  
NAVS

# ニュース・レター

VOL.15 2003.8.20

E-mail asunokai@navs.jp URL <http://www.navs.jp>

全国犯罪被害者の会



〒100-8694  
東京中央郵便局私書箱1646号

TEL: 03-5319-1773  
FAX: 03-5319-1774

**VOICE**

## 司法制度見直しのための署名活動に参加して

幹事 内村 和代

私の夫が自宅に侵入した何者かに襲われ命を落としてから、6年以上が過ぎました。犯人は未だに捕まっていません。捜査状況の改善を求めて、先日所轄の警察に赴き告訴状を手渡しましたが、そのとき捜査らしい捜査はもう行われていないという実情を、目の当たりにしました。事件が未解決のままつらい思いをしている被害者が数多くいることを警察は真摯に受け止め、一日も早く犯人を捕まえていただきたいと思います。

もちろん犯人が捕まったからといって、犯罪被害者の抱えている問題が解決するわけではありません。日本の裁判所では犯人を社会秩序の維持のために処罰するだけで、被害者の立場や心情が省みられることはないのです。裁判所の柵の向こう側のやりとりを、被害者は「傍聴」することしかできません。こんなおかしなことがあるでしょうか。

こうした司法制度の見直しを訴えるために昨年12月から署名協力のお願いを始め、今年2月からは新宿駅西口を皮切りに、全国21ヶ所、延べ25日間で街頭署名活動が実施されました。私も12ヶ所で、犯罪被害者の置かれている立場と署名への協力を訴えてきました。幸いにもマスコミに取り上げられ、多くの励ましとともに署名をいただきました。

ホテルでラジオのニュースを聞き、新宿の街頭署名に駆けつけてくれたのは、北海道から上京した受験生でした。大阪で出会った若者は親類を犯罪で亡くし、「裁判で犯人は傷害致死罪だった。公正な裁判のために頑張ってください」という言葉とともに署名をしてくれました。名古屋で署名に協力していただいた方の「明日は我が身かもしれません。ヨーロッパに比べ20年以上遅れている制度を変えたいですね」という励ましの言葉は忘れられません。仙台では犯罪被害者の方が署名活動に来てくれて、後日「皆さんとの触れ合いを通じてパワーをもらいました」という手紙をいただきました。このほかにも数多くの方にご協力をいただき感謝しております。

集まった署名の数は39万人以上にのぼります。7月上旬、岡村代表幹事は小泉首相を訪ね犯罪被害者の現状を訴え、森山法相には司法制度改革の訴えとともに署名を手渡しました。首相と法相が示してくれた理解は、被害者にとって心強いものだと思います。

もちろん署名活動は引き続き行われます。全国各地で皆さんの熱意に手ごたえを感じつつ、今後も力を合わせて訴えを続けていく必要性を感じています。

## INDEX

Voice 司法制度見直しのための署名活動に参加して	(1)
Topics オウム裁判を通じて	(2)
おかしいと思いませんか・法律まめ知識	(3)
署名活動	(4) ~ (9)
活動報告	(10)
関東集会／関西集会／中部集会／九州集会の報告・お知らせ	(11) ~ (13)
運営の基本・会計／あとがき	(14)

## TOPICS

オウム裁判を通じて

幹事 假谷 実

1995年2月28日、父假谷清志（目黒公証役場事務長）を拉致・殺害。

3月20日、地下鉄サリン事件を実行。3月30日、国松警察庁長官狙撃事件発生。

この5年前、1989年11月に坂本弁護士一家が行方不明になっていた。そして事件から約6年後オウムによる犯行が明らかになった。オウムの組織的・非情的犯行に身の毛が立つ思いである。幼い子までも。

坂本一家の捜査が適切に行われていたならば、その後の事件は起こらなかつたであろうと悔やまれる。

オウム裁判の問題点と考えていることを幾つか記述します。

まず1点目は、麻原を頂点とした組織犯罪であり、麻原の指示が絶対であったとして、信者である（あった）多くの加害者が、罪の輕減、極刑の回避を狙っている（た）ことである。

例えば、假谷事件について、企画（偵察を含む）、拉致（逮捕）、監禁、暴行・殺人（麻酔の大量投与とナルコという拷問）が、一連の組織的行動で実施された。

裁判は、個々の加害者の犯行を区切って行われたため、それぞれは軽い罪でしか裁かれなかつた。殺人の部分でも、麻原の殺害（ポア）指示はあったが、手を下す前に偶々假谷清志が死んでしまつたから、殺人罪ではないらしい。現に、父の亡骸に対して、信者に度胸を付けさせるためとして、あたかも生きているかのように思わせ、クビを締めさせたのだ。生きて帰す意思がなかつたのだから、すなわち殺害の意思はあったと考えるべきである。

組織的犯行であるならば、直接手を下さなくても、全員が人の尊い命を奪った責任を取るべきである。彼らは、未だ生きてこの世の空気を吸つており、多くは家族とともに暮らしている。

しかし、私たちは、父に2度と会えない。

2点目は、裁判の長期化である。

とくに、麻原の裁判に関しては、弁護側の引き伸ばし工作としか考えられない尋問などには、正直いって腹が立つ。

加害者に関する裁判費用（国選弁護人を含む）および勾留費用（衣食住など）は、被害者自身も納めている税金によって賄われていること、それに比べて、被害者には少額の犯罪被害者給付金くらいしか給付されないこと、これらのアンバランスに納得がいかない。

裁判の長期化によって、加害者には税金がどんどん注ぎ込まれ、被害者の負担はどんどん膨れ上がつてゐる。

サリン等による被害者および家族が負担する治療費も少なくはないはずであり、看護・介護における家族らの精神的・肉体的負担は、想像を絶する。

彼らに誰が救いの手を差し伸べるのだろうか。

加害者の罪を償う意思が本物であり、被害者が許せば、一生涯、病で苦しむ被害者の世話をすることもあってよいのではないか。

オウム事件に拘わらず、全ての事件にいえることだが、「加害者の人権を擁護する前に、被害者の人権を確立して欲しい！！」

いくら賠償金を積まれても、刑事裁判で極刑が下つても、被害前の幸せな生活に戻ることはありえないのだ。

第1歩として、被害者を裁判に参加させること、被害を回復する制度を確立することを、国の責任として表して欲しい。



## 第6回 おかしいと思いませんか

こんな事がありました。犯罪被害（金銭強奪を目的に瀕死の重傷を負わされました）に遭われたご当人とそのお身内の方が毎回欠かさず傍聴に行き、公判の行方を見続けてきました。公判の当日に出向いてみると公判予定が掲載されていないのです。中止でした。裁判所の事務所に問い合わせると、理由は裁判官の体調不良のためで、約1ヶ月前にその旨の通知を検察庁に提出してあり、関係者には検察庁から連絡が伝わっているという事でした。被害者以外の関係者は皆知っていたということです。以前にも同様のことがあり、その折りに検事さんに変更の際にはご連絡をお願いしたにもかかわらず、同じ事が繰り返されました。このような当日中止を知らされるというお話は、他の被害者の方々からもたびたび耳にします。

犯罪被害者が傍聴をするということはたやすいことではありません。特に被害者ご自身にとっては、大変な恐怖心を伴うことは想像に難くありません。また中には、犯人と同じ空気を吸うのすらイヤだとおっしゃる方もいます。しかし、真実を知りたいという心から突き上げてくるような思いと、結果をしっかりと見極めたいと思う当然の欲求を支えに、勇気をもって乗り越えられるのです。そして時間的にも経済的にもやりくりし、精神的苦痛を伴って傍聴席につかれるのです。なぜでしょうか。それは、当事者だからです。ところが現在の刑事司法では、犯罪の最大の利害関係人であり、事件の当事者である被害者が部外者なのです。一般傍聴人と同様に中止の連絡すらこないのは、おかしいと思いませんか。

### 法律まめ知識 ⑧

#### 検察審査会

わが国では、加害者を訴追する権利は検察官だけが持っています（まめ知識④）。つまり、起訴するかしないかの判断は検察官だけが行い、被害者には権利はないという制度になっています。

例えば、通り魔に遭って家族が殺されても、犯人が精神病などで責任能力がないと検察官が判断した場合には、検察官は不起訴処分をすることになります。措置入院になったとしても、犯人は何ら刑事裁判を受けないわけですから、被害者としては納得がいきません。

そのような場合、検察官の不起訴処分に不服がある被害者は、検察審査会に審査申立をすることができます。検察審査会の審査は、選挙権を持っている国民から選ばれた11人の検察審査委員で審査することになっています。検察審査会の審査の結果「不起訴不当」（過半数の委員の賛成）あるいは「起訴相当」（8人以上の委員の賛成があった場合）の議決があった場合には、検察官は事件を再検討しなければならないことになっています。ただし、検察審査会の議決は、法律的な意味での検察官を拘束する効果は認められていません。

ところで、検察審査会の手続においても、残念ながら被害者の手続に参加する権利は保障されていないのです。被害者から意見書や資料を提出することができることになっており（検察審査会法38条の2）、申立人の意見を聞くことができるこにはなっています（同37条）、これは被害者の権利ではなく、意見を聞く手続が必ず行われるわけではありません。さらに、審査が何時行われるかということも、被害者に通知されるどころか、聞いても教えてくれないようですから、申立をした被害者の知らないうちに申立が認められない（一片の通知が来るだけ）こともあります。さらに、検察審査会の結果に不服があつても、もはや不服を申立てる手段はないとになっています。

まめ知識④にも書いてありますが、私人による訴追が認められている国（イギリス）もあるくらいでして、検察審査会の制度も、被害者の意見をもっと強く反映するように制度を改正すべきであると考えます。

## いよいよ署名簿提出

署名数は 390,063 人分

全国 39 万 63 名の方々からご署名を頂くことができました。厚くお礼申し上げます。お陰さまで、国民の意志として第一回目の署名簿を提出する事ができました。本当にありがとうございました。今後も署名活動は継続いたしますので、引き続きご支援くださいますようお願い申し上げます。

### 小泉内閣総理大臣との面談

7月8日午後2時50分、岡村勲代表幹事、宮園誠也、林良平、本村洋の各幹事が首相官邸を訪ねて、司法制度改革推進本部長である小泉純一郎内閣総理大臣に面会しました。



面談のあと小泉総理を囲んで

署名活動の趣旨と 40 万人近くの署名が集まっていることを伝え、犯罪被害者のための刑事司法、刑事訴訟参加、附帯私訴制度の実現についてお願いし、各幹事が自分の体験に基づいて、犯罪被害者の権利の必要性を訴えました。

小泉総理はよく理解され、政府と党で十分に検討すると前向きな姿勢を示してください、訪問者一同感激しました。

当日の面会には、自民党司法制度改革調査会会长前法務大臣保岡興治衆議院議員、同調査会会长代理前外務副大臣杉浦正健衆議院議員が、同席して支援してください、大変感激しました。厚くお礼申し上げます。

面会は午後3時15分まで行われました。

### 森山法務大臣に署名簿を提出

7月9日午後4時、当日前までに集まった 390,063 人分の署名簿を 19 箱の段ボールに収めて、司法制度改革推進本部副部長である森山眞弓法務大臣に別紙要望書と共に提出しました。

岡村勲代表幹事、宮園誠也、仮谷実、松村恒夫、猪野京子の各幹事、関口雄志郎、安藤勝一、岡崎和江の各会員が面会しました。

岡村代表が、犯罪被害者を証拠品としか扱っていない現行司法制度が不合理であり、且つ犯罪被害者に二次被害を与えていることを説明し、ほかの出席者も意見を述べました。

大臣は、犯罪被害者保護法の制定、犯給法の改正など少しずつ進んでいる、法改正には困難も伴うが、よく検討する、それ以前に犯罪被害者に対する思いやりの精神が大切だ、と何回も言われたことが印象的でした。

会談は4時30分まで行われました。



森山法務大臣に署名簿を提出する岡村代表

## 署名簿提出後の動き

署名提出後、小泉首相と森山法相から犯罪被害者対策について前向きな発言がありました。

### **平成15年7月23日（水） 党首討論会における小泉総理大臣の発言**

#### **－民主党菅直人党首に昨今の凶悪犯罪の現状についての考え方を問われた折りに－**

私も先日、犯罪被害者の代表の方々とお会いしました。その際に、被害者の家族の方々は、「今あまりにも被害者の立場というものが軽視されているのではないか」と、「加害者の人権も結構ですが、被害者の人権というのも十分に配慮してください」というようなお話を伺いました。

捜査状況が全く被害者の兄弟、家族、親にも知らされていない、裁判にも立ち合わせてくれないと。これは一体どうなのですかと、非常に憤慨の気持ちを受けました。もっともな点もずいぶんあるなど、思いました。

加害者の人権もそれは当然十分配慮しなくてはなりませんが、同時に被害者の立場というものの、人権というのも十分に配慮して、少しでも今のような憂うべき状況を改善するように、これは党派を越えて考えなければいけない問題だと思っております。

### **平成15年8月1日（金） 関議後の記者会見における森山法務大臣の発言要旨**

犯罪被害者やそのご家族の苦痛、悲嘆、怒り等を真摯に受け止め、その立場に配慮し、保護・支援を図ることを目的に、刑事司法の手続きの抜本的な見直しを法務局に指示しました。

法務省においては、平成12年のいわゆる犯罪被害者保護二法などの法整備のほか、被害者通知制度などの運用上の措置も、順次講じております。

さらに近時、犯罪被害者やそのご家族の方から、刑事裁判への積極的な関与等について、具体的な法整備を行うべきであるとの要望も寄せられています。

そこでこの度、法務省は9月に法務総合研究所を中心として有識者による研究会（＊1）を設置します。今後、その調査検討の結果等を踏まえ、被害者の方々の保護・支援に資する必要な施策の実現に努めてまいりたいと考えています。

（＊1）研究会では、当会が実現を目指している下記のことが、検討内容に含まれています。

- ①犯罪被害者の訴訟参加
- ②附帯私訴
- ③公費による被害者弁護士制度

犯罪被害者対策の充実については、自民党の司法制度調査会（会長 保岡興治氏）も近くプロジェクトチームを設置する予定です。

## 街頭署名活動に参加して

私共岡山での街頭署名は、東京の翌週ということで、日程の予定がぎりぎりまで決まらなかったことと、また地方では初めてということで、2月9日（日）と決まってから、本当にバタバタと慌ただしく準備をすませることになってしまいました。最初は、どこから手をつけていいのか見当がつかなかったのですが、それでも林幹事はじめ、関西集会の仲間たちの助言や協力により、色々とアクシデントはあったのですが、無事に終えることができました。

また岡山では、あすの会の存在や活動があまり知られていないくて、被害者問題の報道などがほとんどなされていなかったため、司法記者クラブを通じて取材をお願いしていたところ、当日はテレビや新聞など、すべてのメディアの方々が来てくれました。その後、被害者支援センターの設立準備会の事や、あすの会の署名活動の事などが、新聞の特集記事やテレビの特別番組として取り上げられ、やっと岡山でも被害者問題が動き始めたようです。（2月9日 岡山：市原千代子）

京都での署名活動は、あいにくの雨空になってしまいました。京都で一番の繁華街（四条河原町）という事もあり、色々な団体の署名やデモ行進などが重なってしまい、歩行者の方にあすの会と他の区別が少ししづらかったかも知れません。人が多いわりには署名の数が集まりにくかったのが残念です。

最初は、なかなか大きな声が出せませんでしたが、時間が経つにつれて、被害者のつらい立場や刑事司法の厳しい現実など、被害者だからわかる思いが言葉になって多くの人に声をかけて、署名をしていただく事が出来ました。

大変だったけれど、あすの会のみなさんとも久し振りにお会い出来て、署名活動終了後、みなさんとお話しも出来て楽しかったです。又、お手伝い出来る時があれば参加させていただきたいと思います。（3月1日 京都：中村唯子）



京都

署名活動に3回程参加させていただきました。共通して言える事は

- ①自分は被害とは無縁であると思われている
  - ②裁判制度について知られていない
  - ③加害者が負担すべき費用（弁護士料・服役中の生活費・医療費）の出所が知られていない
- という事を痛感しました。

その為、街頭署名の際、皆さんに即刻理解していただけるよう、現在進行中の大きな裁判の例を説明して、（〇〇裁判は〇億円かかっています。これは全部皆さんの税金から出ているのです・・・おかしな法律と思いませんか？）と投げかけて署名に協力をいただいてきました。また署名の協力度を年代別に見ると、10代～20代と60代以上と思われる人が比較的協力的ですが、30代～50代と思われる人は仕事が多忙のせいか足早に通りすぎる傾向でした。

協力者の90%以上の人から

『罪を犯した者は当然罰を負うべきである』

『日本は刑が軽すぎる』

『日本は余りにも加害者擁護主義』

という答えが返って来ました。

これからも署名活動を活発に進めて参ります。

多くの人に声を掛け、多くの人の署名をいただくため、会員の皆さん的一致団結が必要です。これからもがんばりましょう。

(4月27日 宇都宮：安藤勝一)



宇都宮

九州の部では、今年2月から署名を開始しました。会員の方々より、励ましていただきありがとうございました。そして、「昨年のNHKスペシャル見ましたよ」「応援しています」「がんばって下さい」「署名します」という言葉をかけられ、不安も一気に取れました。今の日本には、被害者制度が無いことに対して、街頭署名以外私個人でも何か出来ないかなあと思いました。そして、「署名の協力のため用紙を置いていただけませんか」と、書店等数ヶ所を廻った結果、現在2店のレンタル店兼書店にご協力をさせていただいています。お願いを受け入れていただけたことに、つい涙が出てきました。制度確立へ向けての署名活動は、スタートしたばかりです。

そして、まだまだこれから先も迷路の様な道のりが控えていると思います。

しかしスタートがあったからこそ、ゴールは絶対にあります。

「世間には、絶対負けんもん、負けんちゃん」と言って自分自身を元気付けています。制度確立の実現へ向けてがんばって行きましょうね！エイエイオー！（5月11日 長崎：岡本真寿美）

5月17日（土）は、事務局の方々をはじめボランティアの方々には、遠い所からはるばる水戸まで応援に駆けつけていただき本当にありがとうございました。又当日は雨こそ降らなかつたものの、宇都宮の時とはうって変わり、あいにくの曇り空で五月にしては肌寒い一日でしたが、皆様のご協力により水戸での署名活動を無事終わる事が出来ました。心より感謝申し上げます。

当日はハンドマイクの手配を忘れて、右翼団体の方からハンドマイクを借りるなど、少しヒヤヒヤする出来事も有りましたが、諸澤先生の常磐大学で被害者学を学んでいる矢作さん・小林さんをはじめ、常磐大学の学生さんや上智大学の学生さん約20名が応援に駆けつけてくれました。

今回水戸で約900名余りもの署名を集める事が出来たのも、学生さん達のご協力があったからこそだと思います。ありがとうございます。そして、これからもよろしくお願ひ致します。



3月29日 名古屋

それともう一つですが、他団体の活動と一緒にいた事もあるかと思いますが、多くのマスコミが来てくれた事も励みになりました。(5月17日 水戸：岡崎 后生・和江)

### 署名用紙を送ってくださった方からのお便り

「あすの会」については、今回の事（水戸駅前の街頭署名）で初めて知ったのですが、犯罪被害者の御家族の方達が、捜査や裁判で、更に辛い気持ちにさせられてしまうという事は、以前からテレビや新聞で見聞きしており、私事ではなくても怒りを感じておりました。署名をしてくれた友人達も、皆同様に感じています。そしてきっと、全国の人々皆が、そう感じていると思います。

皆様の悲しみは計り知れなく、何と言ってよいのか分かりませんが、その悲しみに負けず活動している事、とても感動しています。私だけでなく、全国の多くの人達がそう思っていると思います。又署名が集まり次第、送りたいと思います。応援していますので、がんばって下さい。毎日忙しい事だと思いますが、皆様、お体には充分気を付けて下さい。(茨城県 K. T)

### 署名活動への応援メール

今、知人・友人に説明しながら、署名活動しております。反響が大きく、私自身驚いています。活動はもちろん、会の存在自体も知らないというひとが多く、(地方だからでしょうか?)偏見という壁にぶつかっているのも事実です。

一方で、自分でも理解しようという人もいて、早速ホームページを開いてくれた人もいました。事件を振り返り、涙を流す人もいました。被害者のご家族は、今もまだ、たくさんのこと背負い続け、闘っている事実を私なりに伝えています。そして、私達ができる事。。。締め切りまで、まだ時間はありますので、がんばります。(宮城県 C. T)

初めてメールします。

2月1日(土)TVのニュースで貴会の署名活動を知り、2日(日)新宿駅西口で署名させていただきました。

先日、これもTVの特集で貴会の存在を知り、私にも何かできることがあればと思っていた矢先でした。

本当に日本の法律は誰のためのものなのか、わからなくなりますよね。

大切なのは、「痛みを受けた人がそれ以上傷つかないためにはどうすればいいか?」ということだと思うのですが。。。

署名集計締め切りまで私も協力させていただきたいと思います。

どうか、みなさんががんばってください。応援します！(神奈川県 I. T)

## 街頭署名活動実績

回数	月日	場所
第16回	5月11日	長崎
第17回	17日	茨城(水戸)
第18回	24日	宮城(仙台)

第19回	6月8日	青森
第20回	8日	佐賀
第21回	22日	新潟
第22回	7月21日	長崎

## 街頭署名活動の予定

日付	場所
8月23日(土) 11時~16時	旭川 デパート「丸井今井 旭川店」前
24日(日) 11時~16時	札幌 北洋銀行大通支店前
9月 6日(土) 11時~16時	秋田 ポポロード (イトヨーカドー秋田店2階入り口階段下付近)
7日(日) 11時~16時	盛岡 デパート「パルクアベニューカワトク」付近
7日(日)	和歌山 詳細は未定
13日(土) 11時~16時	富山 "
14日(日) 11時~16時	石川 "
15日(月・祝)	福井 "
20日(土) 午前中	東京駅:被害者支援都民センターの行事で署名用紙を配布します
27日(土) 11時~16時	山形 詳細は未定
28日(日) 11時~16時	福島 "
28日(日)	大分 "
10月11日(土)	島根 "
12日(日)	鳥取 "

詳細が決まり次第、ホームページでおしらせします。お手伝いいただける方は、事務局までご連絡いただければ幸いです。なお会場周辺の会員、ボランティアの方にお手伝いをお願いすることがあるかと存じますが、その際は、ご協力いただきますようお願い申し上げます。



ご協力よろしくお願いします

**活動報告**

月	日	活 動	内 容
4	6	第14回街頭署名	神奈川-JR横浜駅西口
	6	第26回関西集会	
	12	第18回関東集会	
	13	第31回幹事会	
	20	第7回九州集会	
	23	岡村代表講演	伊藤塾にて
	27	第15回街頭署名	栃木-JR宇都宮駅西口
5	3	本村幹事パネリストとして出席	朝日新聞労組主催「言論の自由を考える5・3集会」
	8	高橋弁護士(ヨーロッパ調査団 団員)講演	ソニー生命保険にて
	10	第19回関東集会	
	11	第32回幹事会	
	11	松村幹事全国交通事故遺族の 会総会出席	
	11	第16回街頭署名	長崎ーデパート「長崎大丸」前
	16	岡村代表杉浦正健(前外務副 大臣)議員と面談	訴訟参加、附帯私訴の法案成立に向けて協力を要請
	17	第17回街頭署名	茨城-水戸駅前
	21	岡村代表保岡興治議員と面談	訴訟参加、附帯私訴の法案成立に向けて協力を要請
	21	猪野幹事、内村幹事洋菓子協 会総会出席	感謝状贈呈
	23	岡村代表講演	みやぎ被害者支援センター設立記念講演会にて
	23	假谷幹事講演	東京人権擁護委員協議会総会にて
6	24	第18回街頭署名	宮城ーデパート「藤崎」前
	1	第27回関西集会	
	8	第19回街頭署名	青森-JR青森駅前広場
	8	第20回街頭署名	佐賀-佐賀駅前
	12	本村幹事講演	山口県警にて
	13	岡村代表、假谷幹事、松村幹事 漆原良夫議員、荒木清寛議員、 浜四津敏子議員と面談	訴訟参加、附帯私訴の法案成立に向けて協力を要請
	14	第20回関東集会	
	20	山田佐知子さん(会員)講演	さいたま市立大成中学校にて
	22	第21回街頭署名	新潟-古町十字路
	27	被害者支援ネットワーク山上氏 来所	
	27	本村幹事講演	石川県警にて
	28	岡崎后生・和江さん(会員)講演	長野県弁護士会犯罪被害者問題対策委員会委員を対象に
7	29	第2回中部集会	
	2	井上保孝・郁美さん(会員)講演	宮崎県警にて
	8	岡村代表ほか3名小泉總理と面会	
	9	岡村代表ほか7名森山法務大臣に署名提出	
	12	第21回関東集会	
7	13	第33回幹事会	
	17	本村幹事講演	鹿児島県警主催「犯罪被害者等支援連絡協議会総会」
	20	林幹事講演	堺市教育委員会 堀女性大学にて
	21	第22回署名活動	長崎ーデパート「長崎大丸」前
	31	本村幹事講演	長崎県弁護士被害者支援委員会主催 犯罪被害者支援研 修会にて

6月28日  
関西集会

## 関東集会の報告

月 日	参 加 者 人 数	内 容
4月 12日	28名 (会員24名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 猪野京子氏(幹事)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・国賠訴訟の判決を終えて</li> <li>・裁判の争点</li> </ul> </li> <li>* 小笠原氏(元事務局長)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者を取り巻く諸問題</li> <li>・満期出所と仮出所について</li> <li>・量刑について</li> <li>・死刑制度について</li> </ul> </li> </ul>
5月 10日	42名 (会員34名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 東大作氏(NHK)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・あすの会との出会いから今まで</li> <li>・教えられた事、失敗した事等裏話</li> </ul> </li> <li>* 修復的司法についての意見</li> </ul>
6月 14日	25名	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 久保田直子氏(会員)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・フランスでの裁判について</li> </ul> </li> <li>* 死刑制度反対シンポジウムの報告</li> <li>* 交通事故裁判の現状と問題点</li> </ul>
7月 12日	25名 (会員21名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 岡村代表           <ul style="list-style-type: none"> <li>・総理大臣、法務大臣との面会の件</li> <li>・署名簿提出についての報告 (法改正には沢山の署名が援護になる)</li> </ul> </li> <li>* ストーカー法の不備について</li> <li>* ビデオ上映「ドイツ公訴参加模擬裁判」</li> </ul>

次回以降のおしらせ

9月20日(土) 13時~17時

## 講師 警視庁少年育成課 石橋氏（福祉官） 「少年犯罪の現状とその要因」

凶悪な少年犯罪が最近多発しております。関東集会では、今後、少年犯罪についてシリーズで学習していく予定です。

10月18日(土) 13時~17時

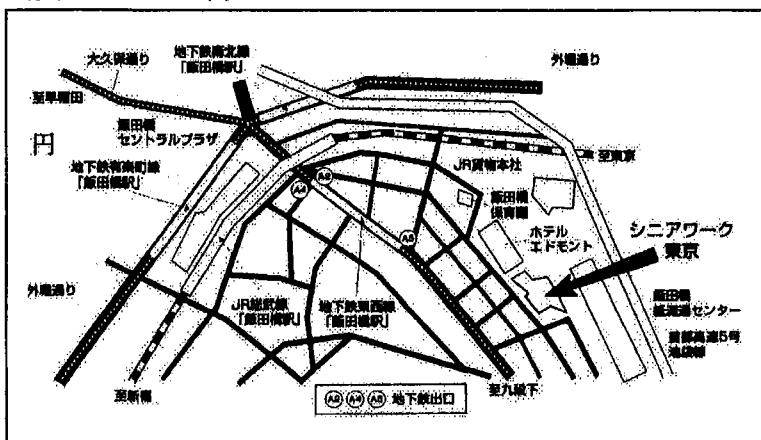
講師 未定

場所 シニアワーカ東京 5階 9月：第3セミナー室 10月：第1セミナー室

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-10-3

**TEL** (0 3) 5 2 1 1 - 2 3 0 7      **FAX** (0 3) 5 2 1 1 - 2 3 2 9 : 2 3 3 0

会費 1000円



- ・ J R 飯田橋駅下車 徒歩 7 分
  - ・ J R 水道橋駅下車 徒歩 7 分
  - ・ 地下鉄飯田橋駅下車 徒歩 5 分  
東西線A 5 出口  
有楽町線、南北線A 2 出口
  - ・ 地下鉄九段下駅下車 徒歩 10 分

- 会員の方で、参加を希望される場合は、事務局までお申し込み下さい。
  - 参加者は会員を原則としますが、関心のある報道機関・学生の方で傍聴を希望される場合は事務局へご連絡下さい。

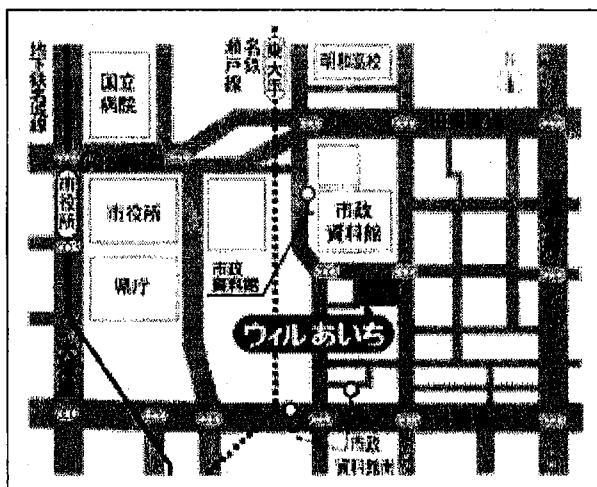


## 中部集会の報告

月 日	参加者人数	内 容
6月29日	16名 (会員15名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 第1回の集会から現在までの経過報告</li> <li>* 出席者の自己紹介、現在の状況報告</li> <li>* 世話人4名選出</li> <li>* 今後の集会の運営について話し合い</li> <li>* 久保田直子氏(会員) ・フランスでの裁判について</li> </ul>

### 次回以降のお知らせ

日時 9月28日(日) 13時~17時  
 場所 ウィルあいち 第一会議室  
 住所 名古屋市東区上堅杉町1番地  
 TEL 052-962-2511  
 URL <http://www.will.pref.aichi.jp/>



- 地下鉄「市役所」駅2番出口東へ徒歩約10分
- 名鉄瀬戸線「東大手」駅南へ徒歩約8分
- 基幹バス「市役所」下車東へ徒歩約10分
- 市バス幹名駅1「市政資料館南」下車北へ徒歩約5分
- 名古屋城ループバス「市政資料館」下車南東へ徒歩約3分
- 駐車台数に限りがありますので公共交通機関の利用にご協力ください。

## 九州集会の報告

街頭署名活動を行っていたため、集会は行いませんでした(署名活動のあとには、話し合いの場を設けておりました)。

次回は9月を予定しております。8月30日の九州弁護士会連合会・福岡県弁護士会主催の「犯罪被害者支援プレ・シンポジウム」のあとにも、集会を行う予定です(詳細は未定)。

## 【会員】

会員は、生命・身体に関わる犯罪被害者及びその近親者で、当会に入会申込書を提出し、幹事会が認めた方に限ります。

## 【ボランティア】

ボランティアとしてご協力いただける方はお申し出ください。登録用紙をお送りします。必要に応じて各種応援をしていただきます。

## 【報道】

当会の活動は、マスコミを通して積極的に報道してもらいますが、プライバシーは十分守ります。会員の希望により、匿名・映像カット等の措置をとります。

また、会員の承諾なしに会の知り得た情報は漏らしません。プライバシーの保護には、十分留意いたします。

当会は、会費を徴収しておりません。事務運営、事務所管理、ニュースレター発行、郵便、通信料などの諸経費は、発足以来、全て支援者の寄付金で賄われています。

ご寄付いただきました方々には、改めて厚く御礼申し上げます。引き続き皆様のご支援を心よりお願い申し上げます。

## 寄付金のお振り込み先

## □郵便局

00170-6-100069 「あすの会」

## □三井住友銀行 丸の内支店

(普) 6577163 「あすの会 代表幹事 岡村 熊」

## □東京三菱銀行 丸の内支店

(普) 2149873 「あすの会 代表幹事 岡村 熊」

## 法廷付き添い

事件を思い出す裁判傍聴に  
私達が付き添います！

当会では、被害を受けた方が法廷で心細い想いをしないように、付き添いサービスを行っています。付添人は、当会が依頼したボランティア・会員の人達です。

調整がつかない等ご要望に添えない場合もありますので、あらかじめご容赦ください。

付き添いを希望される方は、事務局までお問い合わせください。その際、下記の点についてお聞きすることになりますので、お手元に資料をご用意くださいますようお願いいたします。

- 犯罪被害者名
- 主な縁故者と被害者の関係
- 被告人名
- 裁判所名・公判係属部
- 前回の公判日（傍聴券必要の有無）
- 次回の公判期日
- 付添を希望する者への希望（年齢等）
- 起訴状のコピー送付の可否

## 無料法律相談

弁護士による無料の法律相談を毎週木曜日に行っています。

生命・身体に関わる犯罪被害にあった方、およびそのご家族でお困りの方はお気軽に電話ください。

□ PM 1:00 ~ 4:00  
□ 03-5319-1773



## おねがい

ニュースレターに対するみなさまのご意見・ご感想をお寄せください。取り上げてほしいことなどございましたら、お知らせください。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。



## あとがき

39万63名。私は、この数字に温かさを感じます。7月9日（水）、段ボール箱19箱分のこの数の署名が森山法務大臣に手渡されました。行政は、委ねられたこの数字に何を感じてくれたでしょうか。署名してくださったお一人おひとりの熱き願いを感じてくれたでしょうか。どうかきちんととらえて、立法へ持ち上げ、1日も早く司法改革への道につなげてほしいと願わざにはいられません。